

# 宍粟市千種保健福祉センター管理規則

平成17年4月1日

規則第82号

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市千種保健福祉センター条例（平成17年宍粟市条例第107号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、宍粟市千種保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 保健福祉センターにおいて行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 保健管理指導、保健師業務、母子保健、精神保健福祉、生活習慣病対策、老人保健（医療費を除く。）、感染症及び結核の予防防疫、食品衛生栄養指導その他保健業務
- (2) 生活保護、社会福祉、児童福祉、老人福祉、母子福祉、知的障がい者福祉、身体障がい者福祉、福祉施設、行旅病及び死人、児童手当及び児童扶養手当、住宅新築資金等貸付金、地域改善対策（他の課の所管に係るものを除く。）、社会福祉協議会等福祉事業団体の連絡その他福祉業務（医療費を除く。)
- (3) 宍粟市千種在宅介護支援センター、介護保険等の業務
- (4) 在宅サービスの訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、通所介護の業務
- (5) 宍粟市千種ふれあいサロンの管理運営の業務
- (6) 宍粟市千種デイセンターの管理運営の業務
- (7) その他保健福祉センターで行うことが適当と認められる業務

(利用方法)

第3条 条例第8条第1項の規定により、宍粟市千種デイセンターを利用しようとする者は、事前に千種デイセンター浴室利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに審査し、利用の可否を千種デイセンター浴室利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用許可申請)

第5条 保健福祉センターを使用しようとする者で条例第4条に規定する業務以外の目的で使用しようとする者は、保健福祉センター・エーガイヤちくさ使用許可・使用料減額免除申請書

(様式第3号)を市長に提出し許可を受けなければならない。

- 2 市長は、保健福祉センターの使用を許可したときは保健福祉センター・エーガイヤちくさ使用許可書・使用料減額免除決定書(様式第4号)を交付する。

(使用料の減免)

第6条 条例第12条の規定による使用料の減額又は免除については、別表のとおりとする。

- 2 条例第12条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、保健福祉センター・エーガイヤちくさ使用許可・使用料減額免除申請書を市長に提出し、減額又は免除の決定を受けなければならない。

- 3 市長は、保健福祉センターの使用料の減額又は免除を決定したときは保健福祉センター・エーガイヤちくさ使用許可書・使用料減額免除決定書を交付する。

(利用料金の承認等)

第7条 条例第14条の規定によりふれあいサロンの管理を指定管理者に行わせる場合において、利用料金を定めるときは、指定管理者はふれあいサロン利用料金承認申請書(様式第5号)により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、ふれあいサロン利用料金承認書(様式第6号)により、指定管理者に通知するものとする。

- 3 ふれあいサロンの利用料金を変更するとき、前2項の規定の例によるものとする。

- 4 利用料金の減免基準を定めるときは、指定管理者はふれあいサロン利用料金減免承認申請書(様式第7号)により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- 5 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、ふれあいサロン利用料金減免承認書(様式第8号)により、指定管理者に通知するものとする。

(読み替え)

第8条 条例第14条の規定によりふれあいサロンの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第6条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」に読み替え、様式第3号及び様式第4号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「宍粟市長」とあるのは「指定管理者」に読み替える。

(公告等)

第9条 市長は、第7条の規定により利用料金及び利用料金の減免を承認したときは、公告するものとする。

- 2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは利用料金及び減免基準を利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(使用後の処理)

第10条 使用者は、保健福祉センターの使用を終了したときは、その使用場所及び設備を清掃、整頓しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、保健福祉センターの管理運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の千種町保健福祉センターの管理に関する規則(平成13年千種町規則第5号)又は千種町デイセンター浴室利用運営要綱(平成13年千種町要綱第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年12月27日規則第203号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宍粟市千種保健福祉センター管理規則(平成17年宍粟市規則第82号)の規定については、平成18年9月1日(同日前に地方自治法第244の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定期間の開始日の前日)までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月20日規則第8号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月26日規則第56号)

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

別表(第6条関係)

	免除することができる場合	減額又は免除
1	行政及び行政委員会並びに行政推進のための附属機関が使用するとき。	免除
2	他の地方公共団体又はこれに類する団体が使用するとき。	免除
3	市内に住所を有する出生の日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者が構成員の過半数を占める団体が使用するとき。	免除
4	市内に住所を有する65歳以上の者が構成員の過半数を占める団体が使用	免除

	するとき。	
5	障がい者（宍粟市スポーツ施設条例（平成17年宍粟市条例第195号）第14条第4号アからウまでに規定する者をいう。）及び当該障がい者を介助する者が構成員の過半数を占める団体が使用するとき。	免除
6	その他市長が特に必要と認めるとき。	免除又は必要と認める額の減額
備考 第3項から第5項までの規定は、屋内運動施設の使用料に限る。		

様式第1号（第3条関係）

千種ダイセーター浴室利用申請書

第 号  
年 月 日

宍粟市長 様

申請者 住 所 番地  
氏 名

次により、千種ダイセーター浴室の利用を申請します。

利 用 者 住 所 ・ 氏 名 (申請者と同様の場合は不用)	住 所 番地 氏 名
利 用 を 必 要 と す る 理 由	
利 用 希 望 浴 室	家族浴室・特殊浴室 (いずれかに○をつけてください。)
利 用 希 望 年 月 日 ・ 時 間	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで

様式第2号（第4条関係）

千種デイセンター浴室利用決定通知書

第 号  
年 月 日

様

宍粟市長 団

利用希望のあった千種デイセンター浴室利用について、次のとおり決定したので通知します。

利 用 の 可 否	※ ( 可 ・ 否 )
利 用 希 望 浴 室	家族浴室・特殊浴室
利 用 年 月 日 ・ 時 間	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
利 用 料 金	円

※は利用許可ができない場合のみ記入

様式第3号（第5条、第6条関係）

保健福祉センター・エーガイヤちくさ使用許可・使用料減額免除申請書			
年 月 日			
宍粟市長		様	
申請者 住所 氏名			
次のとおり（使用の許可・使用料の減免）を受けたいので申請します。			
使用目的			
使用日時	年 月 日 午前 時 分～午前 時 分 午後 午後		
使用人員	人	内 訳	男 人 女 人
使用場所	会議室・多目的利用室・多目的活動室・作業室・機能訓練室・ボランティア室・栄養指導室・ふれあいサロン和室・フィットネスルーム・屋内運動施設（コート）		
使用料			
使用料の減免を受ける場合の理由			
備考			

様式第4号（第5条、第6条関係）

保健福祉センター・エーガイヤちくさ使用許可書・使用料減額免除決定書			
		第 号	
		年 月 日	
様			
		宍粟市長	印
次のとおり（使用を許可・使用料の減免を決定）しますので係員の指示に従ってください。			
使用目的			
使用日時	年 月 日	午前 午後	時 分～ 時 分
使用人員	人	内 訳	男 人 女 人
使用場所	会議室・多目的利用室・多目的活動室・作業室・機能訓練室・ボランティア室・栄養指導室・ふれあいサロン和室・フィットネスルーム・屋内運動施設（コート）		
使用料			
使用料の減免を受ける場合の理由			
備考			

様式第5号（第7条関係）

ふれあいサロン利用料金承認申請書

年 月 日

宍粟市長 様

所在地  
申請者 指定管理者名  
代表者氏名 ㊟

ふれあいサロン利用料金を下記のとおりとしたいので、宍粟市千種保健福祉センター管理規則第7条の規定に基づき承認を申請します。

記

ふれあいサロン利用料金

様式第6号（第7条関係）

ふれあいサロン利用料金承認書

年 月 日

指定管理者名

代表者 様

宍粟市長 印

年 月 日付で申請のありましたふれあいサロン利用料金については、承認します。

様式第7号（第7条関係）

ふれあいサロン利用料金減免承認申請書

年 月 日

宍粟市長 様

所在地  
申請者 指定管理者名  
代表者氏名 ㊟

ふれあいサロン利用料金の減免について下記のとおりとしたいので、宍粟市千種保健福祉センター管理規則第7条の規定に基づき承認を申請します。

記

ふれあいサロン利用料金減免基準

1 免除するもの

(1)

(2)

2 減額するもの

利用料金減額 %

様式第8号（第7条関係）

ふれあいサロン利用料金減免承認書

年 月 日

指定管理者名

代表者 様

宍粟市長 団

年 月 日付で申請のありましたふれあいサロン利用料金の減免については、承認します。